最大50万円補助します

「小布施町で子育てしたい」を応援します！

# 子育て世帯の住宅整備の費用を助成します

子育て世帯が三世代住宅を新築、リフォーム、増築するときに助成金が受けられます。工事着手前の申請をお願いします。

| 対象世帯（次の要件を全て満たす世帯） |
|---|
| ● 18歳以下のお子さんがいる世帯。出産予定者を含む　● 三世代で住む住宅を新築または増築、もしくはリフォームする世帯。 |

| 助成率 | 助成限度額 | 加　算 |
|---|---|---|
| ２分の１ | 30万円 | 町内業者が施工する場合は20万円を加算 |

| 対象項目 | 内　容 |
|---|---|
| 対象の住宅 | ●三世代が同一敷地内（隣接する敷地を含む。）に専ら居住の用に供するために、玄関、台所、浴室、便所等を有した住宅 |
| 対象工事 | ● 令和８年４月１日以降に着工した住宅の工事<br>● 町の「住まいづくり相談」を受け、指導事項を反映した住宅の工事 |
| 要　件 | ● 実績報告時に、申請者世帯と親世帯の住民登録が同一住所にある、または隣接地にあること（図1）<br>● 親世帯の住宅がある土地に子世帯の住居を新築する住宅<br>● 完全に別棟で子世帯の住宅を新築した場合も対象となります。ただし、建築基準法で定められた要件を満たす必要　があります（敷地の分割、分筆に関することなど）（図2）<br>● 親世帯と同じ敷地内にある「離れ」をリフォームして子世帯の住宅とする工事も対象となります<br>● 隣接していない土地（飛び地で地続きの形態でない）に新築したものは対象になりません<br>● 景観に配慮した住宅であること（住まいづくり相談を受けること） |

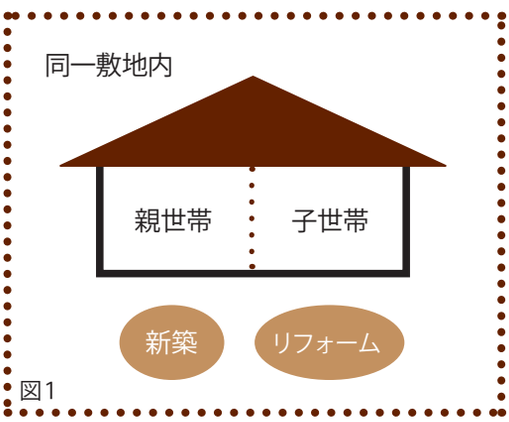

図1

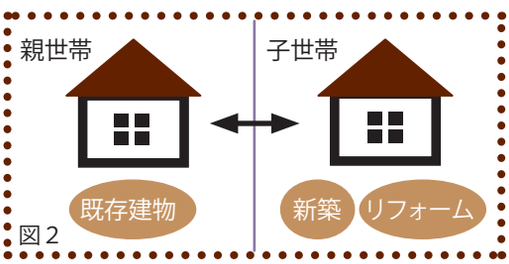

図2

問い合わせ　小布施町役場 企画財政課 企画交流係　〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2
電話：026-214-9102　mail：kouryuu@town.obuse.nagano.jp

## 申請の流れ

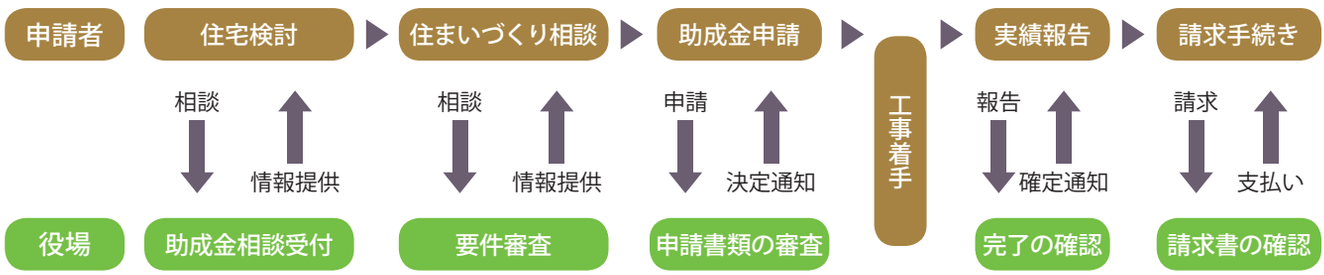


## 手続きに必要なもの

### ■助成金の申請

| | |
|---|---|
| 共　　通 | 1　子育て応援三世代住宅整備助成金交付申請書（様式第１号）<br>2　現住所地の住民票（世帯全員分）<br>※町内在住者で閲覧の同意がある場合は添付不要<br>3　現住所地の納税証明書（世帯全員分）<br>※町内在住者で閲覧の同意がある場合は添付不要<br>4　助成金に係る閲覧承諾書（様式第10号）<br>5　母子健康手帳の写し　※出産前の場合 |
| 三世代住宅新築 | 1　新築住宅の工事見積書の写し<br>2　新築住宅の位置図、平面図、仕様書の写し<br>3　新築住宅の工事前の写真 |
| 増　　築 | 1　増築住宅の工事見積書の写し<br>2　増築住宅の位置図、増築部分が分かる平面図、仕様書の写し<br>3　増築前の住宅写真（住宅全体及び、増築工事箇所） |
| リ フ ォ ー ム | 1　リフォームの工事見積書の写し<br>2　リフォーム住宅の位置図、平面図、仕様書の写し<br>3　リフォーム工事前の写真（住宅全体及びリフォーム個所） |

### ■工事完了等の報告

| | |
|---|---|
| 共　　通 | 1　子育て応援三世代住宅整備助成金実績報告書（様式第５号）<br>2　現住所地の住民票（親世帯全員分、子世帯全員分）<br>※閲覧の同意がある場合は添付不要<br>3　現住所地の納税証明書（親世帯全員分、子世帯全員分）<br>※閲覧の同意がある場合は添付不要<br>4　領収書又は銀行振込控えの写し<br>5　助成金に係る閲覧承諾書（様式第10号） |
| 三世代住宅新築 | 1　新築住宅の工事請負契約書の写し<br>2　新築住宅の工事中の写真及び完了後の写真（住宅全体、玄関、台所、浴室、便所等が確認できるもの）<br>3　新築住宅の登記事項証明書（写し可） |
| 増　　築 | 1　増築住宅の工事請負契約書の写し<br>2　増築住宅の工事中の写真及び完了後の写真（住宅全体、玄関、台所、浴室、便所等が確認できるもの）<br>3　増築住宅の登記事項証明書（写し可） |
| リ フ ォ ー ム | 1　リフォームの工事請負契約書の写し<br>2　リフォームの工事中の写真及び完了後の写真（工事個所） |

この助成金対象は令和９年３月31日までに申請書を提出し、着工した住宅です。